

## 計画に位置付ける生物多様性地域戦略について

### 1. 地域戦略の基本的な考え方

- 生物多様性地域戦略に基づく内容は、複数の基本目標や施策分野等にまたがることから、5つの基本目標とは別に、項目を設け、計画に記載する。
- 戦略の目標や施策の方向性、対象区域、計画期間、戦略の進行管理などは、原則として、第3次枚方市環境基本計画と共通とする。
- 地域戦略に盛り込む事項については、国が示す「生物多様性地域戦略策定の手引き」に基づくものとする。
- 現行の生物多様性国家戦略は2020年までの戦略で、2020年10月の生物多様性条約COP15で採択予定のポスト2020生物多様性枠組みを踏まえた上で、2021年に次期国家戦略が策定される予定であり、方針等に大きな変更があった場合、第3次枚方市環境基本計画の中間見直しと合わせて、整合を図ることとする。

### 2. 生物多様性地域戦略の盛り込む事項

項目（「環境省手引き」より）		地域戦略部分の内容					
背景、目的、位置づけなど	①背景、目的など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略策定の背景、位置づけ、国家戦略との関係を示す。</li> <li>・生物多様性に関する国内外の動きを示す。</li> <li>・生物多様性の重要性（生物多様性の保全と持続可能な利用の意義等）、地域戦略の必要性を示す。</li> </ul>					
	②計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次枚方市環境基本計画に、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づける。</li> </ul>					
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境調査の結果等から、緑地や生き物の状況、課題などを示す。</li> <li>・本市の生物多様性の現状や人とのかかわり、取り組み状況を明示し、本市の特徴を示す。</li> <li>・市民アンケート結果から生物多様性の認知度について明記する。</li> </ul>					
地域戦略の基本的事項	①対象区域	市域全体 ※第3次環境基本計画の対象範囲					
	②計画期間	2021年度から2030年度までの10年間（概ね5年後に中間見直し） ※第3次環境基本計画の計画期間					
	③戦略の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次環境基本計画の基本目標③「自然環境」の環境指標とする。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">指 標</th> <th style="width: 50%;">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合</td> <td>市全域における緑被面積の割合 （緑の基本計画の指標）</td> </tr> <tr> <td>【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された種数</td> <td>枚方市自然環境調査の全域調査における種数</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	説 明	【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合	市全域における緑被面積の割合 （緑の基本計画の指標）	【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された種数
指 標	説 明						
【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合	市全域における緑被面積の割合 （緑の基本計画の指標）						
【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された種数	枚方市自然環境調査の全域調査における種数						
推進体制と進行管理		<p>第3次環境基本計画全体の「推進体制と進行管理」の中で実施</p> <p>※具体的な事業は、毎年度策定する環境基本計画の事業計画の中で示す。事業計画は、計画期間を3年間（令和元年度～令和3年度）とし、毎年度、計画を見直すこととする。</p>					

3. 生物多様性地域戦略に位置付ける具体的な施策

基本目標	施策の分野	環境基本計画の該当項目	国家戦略の5つの基本戦略の該当項目
(1) 自然環境や生物に関する状況の把握 <基本的な考え方> ・定期的に自然環境や生物に関する調査を実施し、市域の状況を把握する。	①「枚方ふるさといきもの調査」の実施	③自然環境 「生態系の保全」 「自然とのふれあいの場の確保」	<5>科学的基盤を強化し、政策に結び付ける
(2) 生物多様性の保全 <基本的な考え方> ・生物多様性を市民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解するとともに行動につなげる場や機会を創出する。 ・特定外来生物など生態系への脅威となっている要因の軽減を図る。	①生物多様性保全の重要性についての普及・啓発		
	②生物多様性保全のための学習・参加の場の提供		
	③危険な特定外来種の防除		
(3) 東部地域の里山や淀川の自然の保全と活用 <基本的な考え方> ・東部地域や淀川などに残された自然を将来へ継続する。	④開発時の自然環境への配慮	⑤都市環境・生活環境「人と環境にやさしいまちづくりの推進」	
	①東部地域の里山の保全・活用(里山保全活動団体の育成・支援や里山の利活用の促進を含む)	③自然環境「生態系の保全」	<2>地域における人と自然との関係を見直し・再構築する <3>森・里・川・海のつながりを確保する
	②淀川の自然の保全と活用		
③農地の保全と活用			
(4) まちなかのみどりの保全と創出(エコロジカルネットワークの形成) <基本的な考え方> ・東部地域と淀川をつなぐ、まちなかの緑を活用したエコロジカルネットワークを形成し、生物の生育・生息環境の確保を図る。	①都市空間の緑化促進	③自然環境「緑の保全と創造」	
	②公共空間のみどりの保全・再生・創出		
	③緑のプラットフォーム事業の推進		
	④身近なみどりの育成		

<参考：生物多様性基本法（抜粋）>

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。